

## 緑の募金公募事業交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長（以下「理事長」という）が公募し、承認した森林の整備及び緑化の推進事業（以下「緑の募金公募事業」という。）を行う者に対して支援を行うため、「緑の募金」から交付金を交付するのに必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付金の額等)

第2条 理事長は、交付額等について、あらかじめ運営協議会の審議を経て、その基準を定めることができるものとする。

### (交付金の交付申請)

第3条 交付金の交付は、交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）からの申請に応じてこれを行うこととし、その際の申請については、次の各号に掲げる事項を記載して申請書を提出して行うものとする。（様式1）

- (1) 申請者の名称、代表者名及び所在地
- (2) 交付金を用いて行う事業の名称、目的及び内容
- (3) (2) の事業に係る資金計画及び事業計画並びに交付金の交付希望額
- (4) その他参考となる資料

2 次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- (1) 既に、国又は国の機関、国土緑化推進機構から補助・助成等を受けているもの、または受ける見込みにあるもの。
- (2) 特定の事業者の利益のために行われるもの。
- (3) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの。
- (4) その他「緑の募金事業」の目的からふさわしくないと判断されるもの。

### (申請内容の審査及び交付の決定)

第4条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請者の記載事項等により、申請者が交付金を用いて行う事業の目的及び内容が「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の趣旨に照らし適正であるかどうか等を審査するものとする。

- 2 交付金の交付の決定には、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すものとする。
- 3 理事長は、交付の決定を行おうとするときは、あらかじめ運営協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。(様式2)
- 5 交付金交付の決定を受けた申請者(以下「交付事業者」という)は、当該通知に係る交付金の交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(申請事項の変更)

- 第5条 交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書を理事長へ提出し、承認を受けなければならない。(様式3)
- (1) 事業の内容を著しく変更しようとするとき
  - (2) 申請箇所的位置を変更しようとするとき
  - (3) 交付決定額の範囲内であっても、様式1の2の各経費区分(小計)において、40%を超える増額をしようとするとき
- 2 理事長は、前項の規定により変更について承認の決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。(様式2)

(事業の中止又は廃止)

- 第6条 交付事業者が、交付事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書を理事長へ提出し、承認を受けなければならない。(様式4)
- 2 理事長は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、事業の中止又は廃止の承認を通知する。(様式2)

(事故報告書)

- 第7条 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、申請者にその処理に必要な指示をする。

(事業実施状況報告)

第8条 理事長は、必要に応じ、交付事業者から事業の遂行状況その他交付金の交付に関し必要な事項について、報告させるものとする。

(交付事業の遂行命令等)

第9条 理事長は、交付事業者が提出する報告等により交付事業が交付金の交付の決定に従って遂行されていないと認めるときは、交付事業者に、これらに従って遂行すべきことを命ずる。

2 交付事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、交付事業者に交付事業の一旦停止を命ずる。

(概算払請求)

第10条 理事長は、必要と認めたときは、事業完了前に交付金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により交付金の概算払を受けようとする場合は、交付事業者は、概算払請求書を理事長に提出しなければならない。(様式5)

3 理事長は、前項の規定により概算払の決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。(様式2)

(事業実績報告書)

第11条 交付事業者は、交付事業が完了したとき、又は交付事業が完了しない場合で事業実施期間が終了したときは、事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。(様式6)

(交付金の額の確定)

第12条 第11条の規定による事業実績報告書を受けたときは、理事長は、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付事業の成果が交付金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知する。

2 交付事業者は、前項の交付金の額の確定通知を受けたときは、交付金交付請求書を理事長に提出しなければならない。(様式7)

3 概算払いを受けている交付事業者において、第1項の通知をうけたときは、交付金精算書を理事長に提出しなければならない。(様式8)

(決定の取消等)

第13条 理事長は、交付事業者が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、その他交付金の交付を受けて行う事業に関して交付決定の条件に違反していることが判明したときは、交付の決定の全部又はその一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第14条 理事長は、以下の各号に掲げる場合は、交付金の全部又はその一部を返還させることができるものとする。

(1) 交付事業者が交付金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。

(2) 交付事業者に解散等の重大な事情の変更が生じたとき。

(3) 交付事業者が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、その他申請の事業に関して交付決定の条件に違反して事業を実施している事実が判明したとき。

2 理事長は、前項各号の場合においては、交付事業者に対し、不当に支払われた交付金の返還を、期限を定めて請求するものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 交付事業者は、第13条の規定による取り消しを受けた交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く)を納付しなければならない。

2 交付事業者は、助成金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く)を納付しなければならない。

3 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第16条 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における第15条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する交付金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額が、その日に受領した額を越えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとする。

2 第15条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命じた交付金の額に達するまでは、交付金額は、まず、当該返還を命じた交付金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 第15条第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 交付事業者は、交付事業により取得し、又は、効用を増加した財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

ただし、交付金交付の年度の翌年度から起算して、5年を経過した場合は、この限りではない。

2 交付事業者が、理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、理事長は、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(帳簿の整理、保管等)

第19条 交付事業者は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を該当助成事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

2 交付事業者は、交付事業により取得し、又は効用を増加した財産については、交付事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運営をはからなければならない。

(様式の提出方法)

第20条 申請書等の様式の提出方法について電子申請を許可し、電子申請による申請書等について原則として押印を省略できるものとする。理事長による通知についても、原則電子メールを使用し、公印を省略できるものとする。

(その他の事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、緑の募金公募事業の施行について必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。